

京都市消防局告示第6号

平成4年9月1日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第54条の4の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定）の一部を次のように改めます。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表旧武徳殿の項中「旧武徳殿」を「京都市武道センター」に改め、同表賀茂御祖神社の項中「境内」の右に「（糺の森）」を加え、同表佛光寺の項中「全域」の右に「（指定喫煙所を除く。）」を加え、同表西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部梅小路運転区の項中「付近」の右に「，機関庫及び建物の付近（指定喫煙所を除く。）」を加え、同表妙光寺の項の次に次の1項を加える。

春日神社	右京区京北宮町宮野90番地	境内	全域
------	---------------	----	----

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表伏見稲荷大社の項中

「

荷田東満旧宅内部
----------

」を「

荷田東満旧宅内部
奥宮，白狐社及び附の周囲

」に改める。

(消防局予防部)